（様式１号）

令和　　年　　月　　日

（あて先）

福井市長　東村　新一　様

　　　　　　　　　　　　（申込者）

|  |  |
| --- | --- |
| 住所又は所在地 | （〒　　　－　　　　） |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者の職・氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 担当者 | 部　署 |  |
| 氏　名 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| E-mail |  |

**事前相談申込書**

記

|  |
| --- |
| 【提案予定の対象財産名】 |
| 【質問事項】 |
| 【現地調査(物品の現物確認を含む)の希望の有無】　（　有　・　無　） |
| 【地域振興に資する事業を行うことを条件とした減免の希望】　（　有　・　無　） |

（様式２号）

令和　　年　　月　　日

（あて先）

福井市長　東村　新一　様

　　　　　　　　　　　（提案者）

|  |  |
| --- | --- |
| 住所又は所在地 | （〒　　　－　　　　） |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者の職・氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

提　案　書

１　提案内容

|  |
| --- |
| ・提案内容の概要や特徴について自由にご記載ください。【必須項目】　・提案の内容　・希望借受価格　・希望借受期間　・希望借受面積（スペース）・複数枚でも構いませんが、可能な限り少なくしてください。 |

（様式２号　続き）

２　提案理由

|  |
| --- |
|  |

３　効果（公共サービスの向上、地域経済の活性化、市の財政負担軽減等）

|  |
| --- |
|  |

４　提案事業に対する収支計画

|  |
| --- |
|  |

（様式３号）

令和　　年　　月　　日

（あて先）

福井市長　　東村　新一　　様

　申請者　　住　　所

　　 氏　　名

**提案に係る誓約書**

弊社は、提案書を提出するにあたり、下記のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

（１）福井市暴力団排除条例（平成２３年福井市条例第２２号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

（２）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続中のもの及び会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続中のもの

（３）社会的信用を著しく損なうような問題を起こしているもの

（４）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

（５）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、一般競争入札の参加を制限されているもの

（６）福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和６０年４月１日施行）及び福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成１４年４月１日施行）に基づく指名停止を受けているもの

（７）税を滞納しているもの

（８）その他、財産の有効活用の実施主体として適当でないと市長が認めるもの（様式４号）

令和　　年　　月　　日

提案団体調書

|  |  |
| --- | --- |
| 団体の名称 | １　企業　　２　ＮＰＯ法人　　３　市民活動団体　　４　その他（　　　　　　　　） |
|  |
| 代表者 | 役職名 |  |
| 氏名 |  |
| 団体の所在地等 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ |  |
| Ｅメール |  |
| 団体の設立年月日 |  |
| 職員・会員数 |  |
| 団体の沿革※主な活動内容 |  |
| 担当者 | 部　署 |  |
| 氏　名 |  |
| 連絡先 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ |  |
| Ｅメール |  |

（様式５号）

令和　　年　　月　　日

（あて先）

福井市長　東村　新一　様

　　　　　　　　　　　（提案者）

|  |  |
| --- | --- |
| 住所又は所在地 | （〒　　　－　　　　） |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者の職・氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

参加辞退届

　令和　　年　　月　　日付で申し込みました「福井市財産有効活用民間提案制度」への参加を辞退します。

（参考）

「○○○○○○○○○○○○○○○○○（提案名）」に関する協定書

福井市（以下、「市」という。）と○○○○○（以下「交渉権者」という。）は、福井市財産有効活用民間提案制度における協議対象提案「○○○○○○○○○○○○○○○○○（提案名）」（以下「本件」という。）について、事業化に向けた詳細協議を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　市及び交渉権者は、本件の事業化に向けて誠実に協議を行う。

（協定の期間）

第２条　協定の期間は、協定締結日から、協議対象提案の実施に係る○○契約の締結の日までとする。なお、その期間は最長で協定締結日から1年とし、本件の事業化に向けて、さらに期間が必要と認められる場合は、双方の合意の上、協定の期間を1年を超えない範囲で延長できるものとする。

（市の役割）

第３条　市は、本件の検討・協議のための連絡調整窓口を設置する。

２　市は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討・庁内調整に協力する。

（交渉権者の役割）

第４条　交渉権者は、市との連絡調整窓口を設置する。

２　グループでの提案の場合、代表者は、グループ内の構成員との情報共有を行う。

３　交渉権者は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討を行う。

４　交渉権者は、グループ内の構成に追加・変更等が生じた場合は速やかに市に連絡する。

５　交渉権者は、事業化に向けた協議に係る費用を負担する。

（秘密の保持）

第５条　交渉権者は、本件の協議に際し、知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない。

２　前項の規定による秘密の保持は、協定の期間が終了した後も同様とする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第６条　交渉権者は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合は、この限りではない。

（協議内容）

第７条　協議は、原則として交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとする。ただし、協議の中で生じた内容変更を妨げるものではない。

（協定の解除）

第８条　次の各号のいずれかに該当する場合は、市はこの協定を解除することができる。

（１）契約の効力が発生するよりも前に、交渉権者が「福井市財産有効活用民間提案制度【令和４年度募集要項】」に規定する参加資格要件を満たさなくなったとき。

（２）社会情勢の急変等の事由により事業化が困難となり、交渉権者から事業化の辞退の申し出があったとき。

（３）交渉権者が事業化のための詳細協議への参加に応じず、本協定の目的を達成できないと市が認めたとき。

（４）地域において、事業の実施について一定の理解を得られないとき。

（５）市が「審査結果通知」において示した付帯条件の達成が見込まれないと判断したとき。

（６）交渉権者及び市の詳細協議を行う中で、協定締結時点では知りえなかった事由により、事業化が困難と判断されたとき。

２　市は、協定の解除をするときは、書面によりその旨を交渉権者に通知しなければならない。

（協定の解除後の処理）

第９条　事由のいかんを問わず、協定が解除された場合には、市及び交渉権者に事業化のために生じた費用は各自の負担とし、市及び交渉権者において、相互に債権債務関係を生じないものとする。

（その他）

第１０条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市と交渉権者の協議により定めるものとする。

この協定の締結の証として本書２通を作成し、市と交渉権者が各自１通を保有する。

令和○年　○月　〇日

福井市

　福井県福井市大手３丁目１０番１号

　福井市長　　　　　　　　　　印

交渉権者

　○○県○○

　○○株式会社

　代表○○　○○　○○　　　　印